



# つばめ通信

第19号

令和3年5月1日

特定非営利活動法人

NPO 成年後見湘南

平塚市代官町16-37

平塚チェリーマンション 102号

発行責任者：成瀬富子

## 19年目のNPO 成年後見湘南

昨年はコロナに翻弄された1年でした。緊急事態宣言が出され、NPO 成年後見湘南も活動を自粛せざるを得なくなりご本人さまとの面会、メンバーの定例会をやむなく中止したこともありました。この「つばめ通信」がお手元に届くころには沈静化し以前の生活が戻っていることを願ってやみません。

コロナ禍の中でも令和2年度は新規に4名の方の後見人・保佐人をお受けし、現在稼働中の受任件数は30件となりました。1名の専従事務員と20名のスタッフでこの30名の方の後見業務を行っています。

親族との複数後見という形でスタートしたNPO 法人ですが、親族の高齢化に伴い今は複数後見は3件のみになりました。今はむしろ親族（主に親御さん）が単独で後見人になることをお勧めしています。親族後見人が高齢や病気等で職務が難しくなり私たちの法人が引き継ぐというケースも出てきております。

設立から19年経ちメンバーの顔触れも大分変わりました。昨年度は自閉症のお子さんをお持ちで、長く障害児教育に携わってこられた前橋克次さんが新しくメンバーに加わって下さいました。心強い限りです。

また、昨年末より地元でご活躍の石森加奈子弁護士にも顧問に加わっていただきました。よろしくお願い致します。

これからもご本人に寄り添い、ご本人の意思を汲み取りより良い後見活動に努めていきたいと思っております。本年度も宜しくお願い致します。

成瀬 富子（代表理事）

## 初めまして 顧問弁護士

このたび、NPO 成年後見湘南の顧問に就任させていただいた弁護士の石森加奈子と申します。

所属は、小田原市内の弁護士事務所ですが、生まれも育ちも平塚です。地元である平塚がとても好きなので、この地域に密着した仕事がしたいと考え、西湘地区を管轄する裁判所管内の事務所に拾ってもらい、今に至ります。

弁護士になり今年で11年目ですが、所属した事務所が障害のある方や高齢の方の権利擁護に熱心だったこともあり、弁護士登録1年目から、後見人として、また、申立てを支援をする形で多数の成年後見事件に関わってきました。数年前から、他市の成年後見支援機関の仕事にも関わらせてもらっています。

ところで、弁護士は、財産を管理・保全するための知

識やスキルは、それなりに有しています。他方、身上監護に関する知識は豊富とはいえ、意識も低くなりがちです。そのため、弁護士とは違った立場から、後見業務に関わっている人の活動を間近で見たり、話を聞いたりすることは、大変勉強になります。親族後見人や社会福祉士が後見人になった場合のケース検討を通じ、自分の後見業務に福祉的なアプローチが不足している、と反省させられることも少なくありません。

このように、私には、法律の知識は多少ありますが、成年後見という活動を多面的に見た場合には、至らない点もたくさんあります。でも、成年後見制度と通じて、制度を利用している人や、ご家族の生活をより安定した良いものにしたい、との思いは皆さんと同じです。NPO 成年後見湘南の活動を法律的な観点から支援しつつ、この制度をより良いものにできるよう、私に足りないところを学ばせていただきたいと思っています。

弁護士相談というとハードルが高く思われる方もいらっしゃると思いますが、せっかく顧問に就任させてもらいましたので、些細なことでも、成年後見業務を扱うにあたっての皆様のご困り事をお気軽にご相談ください。どうぞよろしくお願ひいたします。

石森 加奈子（弁護士 まちかど法律事務所）

## 後見活動（保佐人）の報告

成年後見制度の中で保佐人や補助人は後見人と異なり代理行為をあらかじめ決めておくことになっています。つまり代理行為に含まれないことについては原則として本人が決めて実行するのです。金銭管理を含めて日常的な身の回りのこと、住む場所・働く場所も本人が中心となって決めるのです。グループホーム（共同生活援助）から就労（障害者雇用）しているAさんの保佐人を受任して1年がたちましたので、意思決定支援のことも念頭に置いてAさんの言葉とともに振り返ろうと思います。

問い 毎日の過ごし方を教えてください。

Aさん 朝はバスに乗って会社にいきます。会社は4時までです。忙しい月は土曜日にも仕事します。休みの日はお父さんの家に行きます。

問い 保佐人の申立についてどう思いましたか

Aさん お父さん（申立人）は、ぼくが良ければ（申請）するからと言いました。書類（登記されていない証明）をもらいに横浜（法務局）に行きました。帰りにワールドポーターズのヴィレッジヴァンガードを見れて良かったです。

問い 申請のとき家庭裁判所の人（調査官）とどんな話をしましたか

Aさん 保佐人に頼むこと（代理行為）をひとつずつ聞かれました。ぜんぶ「はい」と答えました。

問い 保佐人とはどのような話をしますか。

Aさん 月に1回、お父さんの家で会います。お小遣い（生活費等）を届けてもらいます。金額は会ったときに話して決めます。12月にマイナンバーカードをもらいに事務所の人と一緒に市役所に行きました。

Aさんの職場との調整は就業・生活支援センターが、障害福祉サービスの利用については計画相談事業所が支援をしています。お小遣いのこと、家事や身辺のこと、通院の同行はグループホームの世話人が支援しています。保佐人はこれらのことについてAさんの意思を尊重して進められていることを本人や関係機関と確認しています。

菅野 正裕（事務局・保佐担当者）



## 新しいメンバーの紹介

お世話になります。前橋です。

私は退職後に再雇用職員として勤務していましたが、今年で再雇用5年目を迎えたのを機に短時間勤務を選択し、たまたま木曜日が非勤務日となったため事務局会議への参加を手始めに皆さんのお仲間に入れさせていただき決心をしました。成瀬さんはじめ息子が小さい頃から親の会活動等を通じて大変お世話になった方ばかりなので「久しぶり」という感覚を持てることは幸いです。これから皆さんのお手伝い程度から入門させて頂き、「親なき後」の幸せな生活の実現に向けて少しでもお役に立てればと思っています。

ずいぶん前のことですが、ある方から聞いた「(重い障がいのある)この人たちは若干『不運』かもしれないが、決して『不幸』ではない。かかわる人たちの心のあり方、支援次第でこの上ない幸せな生活を送れるのだ。」という言葉がずっと頭から離れません。この言葉を原動力にして幸せな笑顔を増やせるように、と願っています。

折からのコロナ禍により、1年以上にわたり多くの活動が制限されてしまいました。一日も早くマスクなしで皆さんと楽しくお話できる日が来ますように。どうぞよろしく願いいたします。

前橋 克次（事務局）

## マイナンバーカード取得の報告

マイナンバー通知カードが廃止になることをきっかけに、NPO 成年後見湘南で受任している方々のマイナンバーカード申請を進めることになりました。

2020年7月より順次手続きを進め、現在26名の申請予定者のうち、21名がカード受領、5名が今後申請予定となっています。

## ○申請方法

被後見人の方の申請方法について簡単にまとめてみたいと思います。申請は、通知カードの下に付いていた「個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書」もしくは手書き用の申請書（役所窓口、個人番号カード総合サイトからダウンロード）を使用します。

申請にはマイナンバーが必要なので、通知カードを紛失しわからない場合は、住民票にマイナンバーが記載されたものを入手します。申請書には、住民票記載の住所や申請者の名前や電話番号を記入し、準備した顔写真を貼り付けます。

## ○撮影

今回、顔写真の撮影は入所施設のご協力をいただき、たいへん助かりました。申請書に張り付ける顔写真は、正面・無帽・無背景とされていますが、障害などによりその通りでない場合は個人番号カードコールセンターに電話して「写真特例」を申請します。どのような障害があるのか、どのように写っているのか、背景はどういう状態なのか、いつ投函予定なのか等が細かく確認されます。申請に必要なことは以上になります。

## ○受け取り

カードが出来上がると役所から封筒が届きます。

ご本人が受け取りに行くことができる場合は、「交付通知書（ハガキ）」「マイナンバー通知カード（なくても大丈夫です）」「療育手帳（原本）」「健康保険証（原本）」「登記事項証明書（6か月以内発行のもの）」「使用する暗証番号」を準備します。

ご本人が行けない場合は、上記のもの他に「施設入所契約書（原本）」または「サービス利用料等領収書（原本）」が必要です。それから、窓口に行く代理人の「運転免許証」「健康保険証」、代理人が法人の場合「社員証」を持って行く必要があります。注意が必要なのは、本人確認書類記載の住所とマイナンバーカード記載の住所が違っている場合は受け取りできないので、療育手帳の住所が更新されていない場合は先に障害福祉課で住所変更してください。

厳重な本人確認によってカードが別人に渡ってしまうことはない、と感じました。

今後は被後見人の方々のためにしっかりと運用させていただきます。と思います。

荏原 雅美（事務局）

## ◆編集後記

この1年コロナ禍の中、被後見人さまとの面会、総会・定例会議・事務局会議等さまざまな場面で創意・工夫をして乗り越えてきました。今回は「後見と保佐」との違いに取り組んだ報告。マイナンバーカードの取得の大変さの報告など。新しい課題に向けての内容が参考になったのではないのでしょうか。顧問弁護士先生や経験豊富な新しい仲間を迎えて益々発展していくNPOにご支援お願いいたします。キオ（KK）